今月の経理情報

2004年3月

今回のテーマ: 新入社員・転勤費用の取扱い

もうすぐ、入社・転勤の季節です。入社・転勤の際に発生する費用の税務上の取扱いは、つぎのとおりです。

< 転職・転勤支度金 >

- 1. 転居や赴任のために通常必要な範囲内の支給・・・・・・ 非課税
- 2. スカウトにともなう契約一時金

1) 就職後の報酬が給与の場合	雑所得
2) 就職後の報酬が外交員報酬の場合	事業所得

^{*}契約金の支払時に、税率 10% (100 万円を超える部分は 20%) の源泉徴収が必要です。

<研修費用>

採用者に実施する技術研修費用

1) 入社前に支給する研修手当	雑所得
2)1以外の研修費用のうち妥当な金額	非課税

<借上社宅>

1. 適正家賃と社員から徴収する家賃との差額(自社所有社宅の場合も同様です)

1)適正家賃の50%以上を徴収	非課税
2)適正家賃の50%未満を徴収	給与所得

- (注) 役員の場合は、適正家賃と徴収家賃の差額が給与所得となります。
- 2. 賃貸借契約時の権利金

1)会社が契約し、権利金も会社が負担	非課税
2) 入居者が契約し、権利金を会社が負担	給与所得

<奨学金>

- 1. 入社後、奨学金の返済を免除する場合・・・・・・ 入社時の給与所得
- 2.採用内定者に当初より返済免除として支給する場合 ・・・・・ 雑所得

お見逃しなく!

1. 役員や社員の子弟の入学時に支給する祝金

1)特定の役員・社員	を対象とする場合	給与所得
2) 全社員が対象で、	社会通念上妥当な金額	非課税

2. 退職社員を、旅行や食事に招待する費用で、通常程度のものは、課税されません。